

砺波市農業委員会 6月総会議事録

開催日時 令和3年6月8日(火) 午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 21名

1番	老 健	15番	土田 英雄
2番	鴨井 克之	17番	樋掛 雅彦
3番	境 真由美	18番	亀永 理恵
4番	舘 和香子	19番	平木 哲
5番	川邊 洋	20番	山本 涉
6番	源通 一郎	21番	山本 憲政
7番	松原 光雄	23番	原野 敬司
9番	堀田 敬三	24番	前野 久
10番	齋藤 徹	26番	飛田 明雄
11番	吉田 一馬	27番	野原 外茂雄
13番	黒田 英嗣		

欠席した委員 8名

8番	飯田 輝一	22番	宮崎 雄介
12番	片山 雅喜	25番	石田 智久
14番	川邊 孝之	28番	吉田 孝夫
16番	江成 周彦	29番	西原 登

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 津田 泰二
主幹 宮井 輝枝

主査 瀬賀 晶子

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

付議案件

議事

- 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
- 議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について

協議

- 協議第 1 号 非農地証明書の発行に伴う意見について
- 協議第 2 号 農用地利用計画の変更について

報告

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について
- 報告第 3 号 農業経営改善計画の認定について

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和3年度・砺波市農業委員会6月総会」を開会いたします。

それでは、会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶があります。

会長 麦の収穫や大豆播種など、忙しい日々が続いております。

私事ですが、去年から農業の環境問題に非常に関心を持っております。表面が樹脂などでコーティングされた「被膜肥料」についてですが、被膜の効果で、作物が必要とする時期に肥料成分が溶け出すため、環境への負荷が小さく、追肥が要らないという利点があります。一方で、肥料成分が溶け出したあとに被膜が残って田や河川等を汚染するため、最終的には海洋汚染に繋がると懸念されています。この問題について、個人が声を上げ、広く知ってもらう必要があると思っており、県農業会議にも機会を設けてこのことを取り上げてほしいとお願いしているところであります。

本日は議案が多いですが、最後まで慎重審議をよろしく申し上げます。

事務局 ここで、ご報告いたします。

本日は、在任委員29名中、21名が出席されています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後は、お手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。

なお、砺波市農業委員会会議規則第5条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、議事録署名委員の選任を行いますが、慣例により、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号24番 前野 久委員、議席番号26番 飛田 明雄委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第5号をご覧ください。今月の農地法第3条の規定による所有権移転許可について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページ、議案第5号をご覧ください。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転許可申請は、2件でございます。

ます。

(議案書全件朗読)

譲受人は農地法第3条第2項各号に掲げられている許可条件について、

- ・農業の常時従事者であるかどうか。
- ・効率的な利用が図られるかどうか。
- ・農業機械の所有状況。
- ・下限面積要件。
- ・地域との調和要件。

など、すべての許可条件を満たしております。

1番、2番につきましては農業委員のあっせん委員会を通して公益社団法人富山県農林水産公社の農地中間管理機構の事業の特例に関する事業により農地を取得するものです。農地中間管理機構が行う「農地中間管理事業」では、離農農家や規模縮小農家等から農地中間管理機構が農地を買い入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者等に応じて、農地を効率的に利用できるように調整した上で、農地の売渡しを行うものです。以上です。

議長 ただ今、事務局より説明のありました議案第5号につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

ご質問等がないようですので採決を行います。議案第5号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について、賛成の方は挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第6号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページ、議案第6号をご覧ください。

今月の「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定」については、2件です。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから3ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

申請者は砺波市中心部においてアパート経営をしておりますが、近年は既存アパートの入居率が高く、アパートの需要に応えられていない状況にあります。そこで申請者が経営するアパートの隣接地に、新しく共同住宅を建築することにより、既存のアパートと管理が一体化できるとともに、アパート需要に応えるものです。

(議案書番号2朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の4ページから6ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

本件は、無断転用の是正事案であります。申請者の曾祖父は医院を開業し、申請者の父親が亡くなるまで、代々医院を営んでいました。申請者が調査したところ、約50年前、申請者の父親は、自家用車による来院者の増加や車で通勤する従業員のため、申請地を駐車場として転用しました。しかし、当時、農地法4条の許可を取得しておらず、無断転用していることがこの度、判明したもので、始末書を附し、改めて申請するものです。

今月の「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定」には、2件、2筆で、859㎡です。以上です。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました議案第6号について、補足説明や、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1番の案件は、共同住宅にするため2階建て全6世帯が住めるアパートを計画されたものです。申請人は、ご高齢により農業はできないため、アパート経営を始められ、既に4棟所有しています。ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 　　他にご質問等はございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 山本委員、どうぞ。

山本渉委員 もう既に耕作できるような農地ではないので、よろしくお願いします。

議長 他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので採決を行います。議案第6号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について、賛成の方は挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転 転用許可申請に対し意見決定について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページ、議案第7号をご覧ください。

今月の「農地法第5条第1項の規定による所有権移転 転用許可申請に対し意見決定」については、2件です。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の7ページから9ページまでと、併せてご覧ください。
申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

申請地は「区画整理事業」として整備され、宅地の利用増進を図るよう、土地の整備された用途地域です。周辺はあらゆる施設が建ち並ぶ地域で、住宅需要に応えるため、申請をするものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の10ページから12ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

本件は、無断転用の是正事案であります。現土地所有者及び譲受人の各先代の時から、申請地を賃貸借して現在に至っています。譲受人の父

親は、以前に借地部分に住宅を増築しました。この度、現土地所有者との合意により借地部分を購入するにあたり、改めて双方で調査したところ、借地部分が農地であったことが判明し、申請するものです。

今月の「農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定」は、計2件、8筆で、2, 445㎡です。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました議案第7号について、補足説明や、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　堀田委員、どうぞ。

堀田委員 　無断転用の案件について、確かに始末書が提出されていますが、事案ごとにランク付けして基準を示さないと無断転用は解消されないのではないのでしょうか。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　山本委員、どうぞ。

山本渉委員 　過去に転用しようとして認めないという話になり、耕作放棄地になりかけたケースがありました。そうなった場合に、誰も責任をとれないということもありますので、やむを得ない面があると思います。

堀田委員 　私は、判断基準が必要ではないかと考えるのですが。

事務局長 　無断転用については、次の代になって初めて判明するケースもあり、難しい面もあります。一方で判断基準が必要と言われることも分ります。

委員の皆様におかれましては、よく現場をご確認いただき、対応していただきたいと考えております。

議長 　他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので採決を行います。議案第7号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転 転用許可申請に対し意見決定について、賛成の方は挙手願います。

委員 　（全員挙手）

議長 　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定 転用許可申請に対し意見決定について、事務局より説明願います。

事務局

議案書の4ページ、議案第8号をご覧ください。

今月の「農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定 転用許可申請に対し意見決定」については、2件です。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の13ページから15ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、農地区分が「農用地」で、市が定める農業振興地域整備計画において、農用地として利用すべきと定められた土地になります。

許可基準は、2年間以内の砂利採取であり、「農用地区域内農地の一時転用」に該当します。なお、申請者は、砂利採取法に基づく採取計画認可申請が県で受理されているほか、農用地区域内における砂利採取についての砺波市の同意を得ております。

事業概要につきましては、採取及び埋戻しを行う期間は2年間で、採取量は計50,756m³です。掘削深は10mで、掘削は1対1の安定勾配で行われます。

施工に当たっては、落下防止策として敷地の周囲に保安防護柵を設置するほか、隣接農地からは2m、道路等の公共物件からは5mの保安距離を確保します。埋戻しに用いる土砂は、4市の山から、県の許可を得て採取するものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の16ページから18ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、農地区分が「農用地」で、市が定める農業振興地域整備計画において、農用地として利用すべきと定められた土地になります。

許可基準は、2年間以内の砂利採取であり、「農用地区域内農地の一時転用」に該当します。

なお、申請者は、砂利採取法に基づく採取計画認可申請が県で受理されているほか、農用地区域内における砂利採取についての砺波市の同意を得ております。

事業概要につきましては、採取及び埋め戻しを行う期間は1年7箇月間で、採取量は計84,585m³です。掘削深は8mで、掘削は1対1の安定勾配で行われます。

施工に当たっては、落下防止策として敷地の周囲に保安防護柵を設置

するほか、隣接農地からは2 m、道路等の公共物件からは5 mの保安距離を確保します。埋戻しに用いる土砂は、4市の山から、県の許可を得て採取するものです。

今月の「農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定」は、計2件、6筆で、19,030㎡です。以上です。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました議案第8号について、補足説明や、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　吉田委員、どうぞ。

吉田一委員 　2つの案件で、掘る深さが異なりますが、決まりがありますか。

事務局長 　　掘削深は、10 mまでと決まっています。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　飛田委員、どうぞ。

飛田委員 　　農事組合法人が請け負っていた農地で、砂利採取後は、田に埋め戻され、再び法人が請け負います。掘削深は、地下水に影響がない8 mで行われます。

石質は庄川の氾濫により削られ、残った砂利になりますので、固く強度があると一定の評価があるそうです。

今回、事業の計画変更により2枚の農地が追加で砂利採取するため申請されたものです。ご審議賜りますようお願いいたします。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　川邊委員、どうぞ。

川邊委員 　　砂利採取を終えて、埋め戻しの段階で会社が倒産した場合、農地への復元はどうなりますか。

飛田委員 　　過去に事例がありましたが、砂利採取業者が連盟になった協同組合があり、最後の埋め戻しやアフターケアまで対応してくれました。

- 議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので採決を行います。議案第8号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定 転用許可申請に対し意見決定について、賛成の方は挙手願います。
- 委員 (全員挙手)
- 議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
それでは、協議事項に入ります。
協議事項1号 非農地証明書の発行に伴う意見について、事務局より説明願います。
- 事務局 議案書の5ページをご覧ください。
協議事項1号の、非農地証明書の発行に伴う意見について、ご説明いたします。
この度、農業委員会に対し、砺波市栃上地内にある地目が農地の土地が、非農地に該当することを証明してほしいとの願出が1件ございました。
対象の土地は、議案書の5ページから6ページにわたって記載がある、計21筆 4, 441㎡です。
去る5月18日に、農業委員会事務局において現地を確認しましたところ、願出地は既に雑木林・原野化し、農地に復元することが著しく困難であると認められました。
農地法令上も、「農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、周囲の状況からみて、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれるものは、農業委員会が非農地と判断する」こととされています。
従いまして、事務局としては、願出地21筆の地目を非農地へ変更することが相当と判断いたしました。以上です。
- 議長 ただ今、事務局より説明のありました協議事項1号について、ご質問等がありましたら挙手願います。
- 委員 (「はい」の声あり)
- 議長 原野委員、どうぞ。
- 原野委員 申請農地は、圃場整備の対象外となった土地で、現地は山林化しておりますので、ご審議賜りますようお願いいたします。。

議長 他にご質問等はありませんか。ご質問等がないようですので採決を行います。協議事項1号 非農地証明書の発行に伴う意見について、賛成の方は挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項2号 農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。
協議事項2号の、農用地利用計画の変更についてご説明いたします。

令和3年4月に受け付けた農振除外の願出は、7ページから9ページの8件、農用地区域への編入は10ページの4件でございます。

(除外案件の番号1朗読)

別添の位置図の1ページから3ページまでと併せてご覧ください。

位置図の1ページに、申請地と書かれた四角形の土地の周り、赤の斜線がひかれた4筆が除外対象地です。

譲受人は法人で、会社の経営目的は農林水産物の生産、加工、販売等です。除外目的は、現在、申請地周辺において既に植栽しており、いずれは収穫した農産物を処理加工し販売を行うための施設を建設し、観光面においても視野に入れ地域農業の振興に寄与することを目的に、その場所において農産物の加工品や農産物を活用した料理等を提供するとしています。

資料の4ページは施設の土地利用計画図ですが、富山方面から訪れた場合、施設手前の交差点で左折し市道に入り、右折し敷地に駐車する計画としており、直売場に農作物加工室等を併設した施設及び来客・従業員駐車場を設ける計画としております。

(除外案件の番号2朗読)

別添の位置図の5ページと6ページを併せてご覧ください。

申請地は、鷹栖地区で願出者の分家住宅を建築するため、住宅敷地の東側の農地の一部を転用しようとするものです。

当初、願出者が居住する宅地内の一部と既存の老朽化した納屋を解体し建築スペースを確保する予定でしたが、十分な面積が確保出来ないこ

とから、不足する面積について資料6ページに記載のとおり今回申請するものです。

(除外案件の番号3朗読)

別添の位置図の7ページから9ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、油田地区中村地内にある農地です。

7ページをご覧くださいなのですが、図の中央に申請地があり、田を分筆した上の部分で、下の部分が次の4番の申請地です。

8ページの位置図をご覧くださいなのですが、申請地西側の用水路を挟み、市街地を中心に指定される用途地域の範囲に接しています。幹線道路にも出やすいとのことから、住宅の需要が非常に大きいと判断し、共同住宅2棟を建設する計画を立てたものです。

資料の9ページはアパートの立面図ですが、2階建て共同住宅2棟で合計12世帯、20台分の駐車場を設けるとしております。

(除外案件の番号4朗読)

別添の位置図の10ページから12ページまでと併せてご覧ください。

番号3の南隣に、共同住宅1棟10世帯分と20台分の駐車場を設け、互いの敷地の境界には擁壁とフェンスを設ける計画としております。

番号3とともに対象農地は同一の農地1筆ですが、共同住宅を営業者が別人で別々に営業者することから、農振除外の手続きも別々に行われました。

左下の宅地の一部も合わせて共同住宅敷地とします。

申請地の下の細長い部分約100㎡が残地として残りますが、宅地と合わせ、後日共同住宅1棟を建設することです。

(除外案件の番号5朗読)

別添の位置図の13ページと14ページを併せてご覧ください。

申請地の除外後の用途は工業団地としております。

候補地の選定に際し、約4ha近くの規模で工業団地用地を確保するには、市街地区域や非農地では選定が困難であり、物流等を考慮するとインターチェンジ付近を大きな検討要素とし、市街地にも近接する働きやすい環境にあり、生活基盤や人材の集積も高い場所と判断し計画を進めるものであり、要望の多い4ha規模の整形地を確保することで、各

企業の要望に応えられるとしています。

雨水、排水につきましては、敷地南側に調整池を配置し、敷地中央にある排水路を西側に付け替え、近隣、下流域への被害を防止する計画とあります。

(除外案件の番号6朗読)

別添の位置図の15ページから17ページまでと併せてご覧ください。

譲受人は、倉庫業、倉庫保管物の取扱に伴う運送業務を砺波市近辺で営み、現在、自社の倉庫以外に賃借倉庫を保有しておりますが、賃借倉庫は大小さまざまな床面積であり、大変効率が悪く集約化の必要に迫られている、更に取り引企業の一つから倉庫を必要とする要請があり、確保できなければ県外で別途計画すると聞かされ、砺波市内で検討したところ、願出地が地理等の場所選定の諸条件に合致したものです。

資料15ページをご覧くださいなのですが、申請地の上部に排水路の曲った部分があります。その部分について、排水路の曲がり直線を付替えし水の流れを良くし、合わせて耕作地と倉庫敷地を整形化し有効な土地利用を図るとしています。

資料17ページは倉庫の立体計画図で、雨水調整池ほか従業員駐車場等を確保する計画としています。

(除外案件の番号7、8朗読)

番号7、8は関連案件です。

別添の位置図の18ページから22ページまでと併せてご覧ください。

願出者がこれまで生活していた建物を取り壊し、同じ場所に家族の住宅を新築したものです。資料22ページをご覧くださいなのですが、緑の線で囲まれた既存住宅敷地の一角、黄色の部分が除外対象地となるものです。

8番につきましては先代が25年以上前から利用してきた敷地について、こちらは資料22ページでは赤い斜線部分が二つありますが、8番の除外対象地となるものです。

どちらも新築住宅の登記に際し、それぞれ敷地の一部が農地のままであったことが判明したもので、共に、今後、農振除外と転用申請の手続を経て地目を田から宅地に変更し、無断転用を是正するものです。

(編入案件の番号1、2、3、4朗読)

いずれの願出者も砺波市土地改良区が施工する農地整備事業のため、農用地区域内への編入手続きを行うものでございます。

今回の「農用地利用計画の変更」は、除外案件が計8件、38筆、57,452.69㎡、編入案件が4件、4筆、2,331㎡です。以上です。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました協議事項2号につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　山本委員、どうぞ。

山本憲委員 　　1番は相続された農地で、農作物は既に譲受人と利用権設定されており、今回は、新たに農産物の処理加工及び販売施設のため除外申請されました。5番においても、同地区で砺波市が事業主の案件ですが、この地区は立地条件がよいため、優良農地が減少している傾向にあります。編入は、土地改良区の水排水整備事業の関係で申請されたものです。ご審議賜りますようお願いいたします。

樋掛委員 　　2番の案件は親子で、息子さんが母屋の隣で分家住宅を建て、父親の農業を手伝うと言っています。6番は、運送会社の倉庫で、所有者は4人ですが、いろいろとご事情があり、要件が合致されたものです。ご審議賜りますようお願いいたします。

川邊委員 　　7・8番は、無断転用の是正案件です。ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 　　他にご質問等はありませんか。ご質問等がないようですので採決を行います。協議事項2号 農用地利用計画の変更について、賛成の方は挙手願います。

委員 　　（全員挙手）

議長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。続きまして、報告事項に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について、報告第3号 農業経営改善計画の認定について事務局より説明願

ます。

事務局 (報告第1号・第2号・第3号説明)

議長 ただ今、報告第1号・第2号・第3号について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、報告を受けたということで終わらせていただきます。以上をもちまして、本総会に付議された全案件を終了いたしました。これにて閉会いたします

(閉会 15 : 25)

本会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和3年6月8日

議長 印

署名委員 印

署名委員 印